

研究ノート

養護老人ホームにおけるレジデンシャル・ソーシャルワークの目的と機能

中野 いずみ

The Purpose and Function of Residential Social Work in Residential Facilities for the Ages

Izumi Nakano

近年、養護老人ホームの今後のあり方については、施設関係団体等による調査結果をもとにした提案が次々出されている。しかしながら、これまで養護老人ホームという生活福祉型施設におけるソーシャルワークや生活支援の実践に寄与する理論的研究は着手されていない。そこで2000年以降の制度的変化と動向、入所者の状況を概観した上で、先行研究をもとに、養護老人ホームにおけるレジデンシャル・ソーシャルワークの目的と機能について論考した。その結果、入所者の社会生活機能を維持し高めるために6つの目的があることを確認し、主として生活相談員が担うソーシャルワークの機能については、米本による9つの機能を手がかりに内容を再考することができた。今後はさらに実証的研究によって、これらについて検証していくことが必要である。

キーワード：養護老人ホーム、レジデンシャル・ソーシャルワーク、生活相談員

1. はじめに

2000年以降、高齢者福祉の分野は介護保険制度の発足によって、大きく変化した。それに伴い、国民の介護サービスへの関心は高くなってきた反面、生活困窮している高齢者の居住施設における支援の現状はあまり知られていない。養護老人ホームは、老人福祉法制定以来、介護の要否にかかわらず、在宅での生活が困難になった高齢者を対象とした措置施設である。昨今、関係団体等の中で、改めてその意義と存続のあり方についての議論が交わされている。

本研究では、養護老人ホームの現状とあり方を巡る動向を概観し、最近の調査報告と先行研究をもとに養護老人ホームにおけるレジデンシャル・ソーシャルワークの目的と機能について検討することを目的とした。これまでの先行研究には、歴史的経緯、法制度に関する論考がいくつか散見さ

れるものの、ソーシャルワークや生活支援に関する研究は端緒についたばかりである。今後、施設としてのあり方を問う上では、養護老人ホームという生活型福祉施設におけるソーシャルワークについて整理しておく意義があると考えられる。

なお、本稿では、入所措置であることの事実に基づき、入居している高齢者の呼称は「入所者」と表現する。

2. 老人福祉施設としての位置づけと近年の動向

(1) セーフティネットとしての施設機能の変遷

養護老人ホームの源流は、養老院に遡る。公的施設としては、旧生活保護法時代に保護施設、新法のもとでは養老施設として、「何らかの事情により独立して日常生活を営むことができない要保護者を入所させ生活扶助する施設」の歴史を有し

ている。1963年の老人福祉法の制定後は、特別養護老人ホームと特色を分け、2005年の介護保険法等と老人福祉法の一部改正以降の入所要件は、「65歳以上の者で、環境的の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なもの」とされている（老人福祉法第11条）。現在、盲老人ホームを含め、全国に957か所あり、入所者は57,288人、在所者率は91.1%である（社会福祉施設等調査、2015年10月）。1990年から約25年間の施設数の推移をみるとほぼ横ばいだが、2,000年頃に約64,000人だった在所者数は、近年、減少傾向にある。なお、2005年の介護保険法及び老人福祉法の改正によって、同施設は介護保険法による特定施設入居者生活介護の指定を受けるか、外部の介護サービス事業者と個別契約を結ぶことができるようになった。これにより、従来からの入所要件のうち「身体上もしくは精神上の理由」は削除され、制度上、介護サービスを分けることから、支援員の職員配置は入所者9.3人対1人から15人対1人の配置に削減された（代わりに特定施設には介護職員が配置される）。加えて、生活相談員（法改正により生活指導員から名称変更）の人員配置は、処遇計画の作成や社会復帰のための家族や関係機関との調整を担うべく入所者100人に1人から30人に1人に増員された。

そのような中で、行き場のなくなった高齢者のための居住施設による支援は必要とされながらも、定員われによる経営の悩みをもつ施設は少ない。中野（2014）による全国調査の結果では、100%以上の入所者率の施設は全体の42.6%にとどまり、11.8%の施設は入所者率が80%未満になっている。定員われの背景には措置費が一般財源化されたことによる行政の措置控えという見方が現場職員、当該団体の中で大勢を占める。これには自治体側に介護以外の高齢者施策に対する優

先順位の低下が背景にあるとの見方もある。この他、受け入れ先の住宅の種類が増えてきた事情もあると考えられるが、実態は明らかになっていない。

また、全国社会福祉法人経営者協議会による全国調査（2012年実施）によると、総じて充足率が高い養護老人ホームは、居室が個室で、特定施設の指定を受けている併設サービスが多く、要介護者等を多く受け入れている傾向があるとされる。養護老人ホームは、介護保険施設と比較すると、要支援・要介護者が全国の入所者の半数占める状況であるにもかかわらず、老朽化した建物、車椅子等の利用者には使いにくい居住環境も少なくない。筆者が知る範囲でも、最近に建てられた施設は個室、バリアフリー完備の機能的な施設と、老朽化した建物の施設との居住環境の格差は想像以上のものがある。

こうした中、関係団体による調査研究報告書では次のような実態や方向性がまとめられている。まず2012年3月、全国老人福祉施設協議会による『養護老人ホームにおける生活支援（見守り支援）に関する調査』では、初めて施設の概況と職員による利用者調査、タイムスタディ調査による職員を対象にした生活支援の状況把握の実態が明らかにされた。そこでは「身体的な介護の必要性自体は少ない利用者にも『見守りの手間』をかけている実態」、「障害種別ではなく、強いこだわり・話がまとまらない・無為・パニックや不安定な行動などの問題を抱える利用者」がおよそ2割程度いることから見守り支援を必要とする傾向があることが指摘されている。

その翌年の2013年9月に、全国社会福祉法人経営者協議会は『社会的に困窮・孤立する高齢者を支援するための老人福祉施設等の役割・あり方に関する調査研究事業報告書 養護老人ホームの現状と今後のあり方～機能強化型養護老人ホーム

の提案～』をまとめ、提言している。それによれば、養護老人ホームを巡る環境は、低所得高齢者向けの住まいとしての役割は大きく縮小しつつあり、高齢者の住まいの整備も進む時代を迎えているという認識から、養護老人ホームには「特定要援護高齢者」に対する居住施設としての役割と「地域移行が可能な一般高齢者」への「地域生活移行と継続的支援」の2つの役割があるとしている。ここでいう「特定要援護高齢者」とは精神疾患を有する高齢者、矯正施設を退所する高齢者（知的障害等を持つ場合を含む）、ホームレスの高齢者など、特に配慮を要する高齢者をさしている。高齢者像を「特定要援護高齢者」と「地域移行が可能な一般高齢者」と二分する命名は疑問の余地はあるが、従来以上に地域へアクションを起こしていく方向性を明確に示した点は画期的である。

2年後の2015年3月には『地域包括ケアシステムにおける養護老人ホーム及び軽費老人ホームの役割・あり方に関する調査研究事業報告書』（日本総合研究所）がまとめられている。そこでは、地域生活移行支援の役割について重点が置かれた内容になっている。すなわち、従来の「住まい」と「生活支援」機能に加え、地域包括ケアシステムを機能させるためのソーシャルワークに基づく支援（施設の中核的機能と位置づけ）が不可欠であること、地域から信頼される施設（社会福祉法人）として積極的に制度外事業に取り組む必要性、地域の高齢者も支援対象としたアウトリーチや居場所機能の不可等の取り組みによる役割を確認している。そして入所者にしか目が向いていない実態や自らの施設機能や専門的援助技術を地域に活用する意識が低く理解が十分でないことから、自治体・事業者向けの普及啓発活動の必要性、その活動の企画案等の提示が提案されている。

以上のように、関係団体の報告書等からは、生活困窮者のためのセーフティネットとしての“住

まい+支援”型福祉施設の役割は継続しつつも、今後は地域における拠点、通過施設としての役割を強調する方向性が示されている。

(2) 入所者の状況

次に、最近の入所者の状況について整理する。中野（2014、2015）による全国調査では、入所者32,487人のうち、自立者が半数、その他の半数には、要支援1から要介護5まで幅広く、身体障害者手帳所持者は5,798人（17.8%）、精神保健福祉手帳所持者は1,419人（4.3%）、療育手帳所持者は1,145人（3.5%）となっている。また、歩行能力はあるが日常的な見守りや介入的支援が必要な認知症・統合失調症等の精神疾患のある入所者、介護度が進み介護老人福祉施設の入所待機をしている重介護者、知的障害やその他の重複障害をもつ入所者、触法歴やアルコール依存やギャンブル等の経歴があり生活管理等に個別的支援を要する入所者などADL、IADL、生活歴も多様である。経済状況については、東京都の実態調査結果¹⁾によれば、生活保護受給者は35.9%、費用徴収階層区分では1～4（年収32,000円以下）の入所者が44.2%で、その他は、収入額にばらつきがある。

入退所の動向については、全国23,717人のうちの入所理由の割合（複数回答）をみると、一番多いのが、「住環境上の理由」（36.7%）、次が「経済的理由」（28.8%）、その次に多いのが、「その他の環境上の理由」（23.8%）、「家族がいない」（21.4%）、「家族関係の悪化」（12.7%）、「地域住民との関係」（1.3%）、その他（13%）となっている。入所経路については、居宅からの入所が63.1%、医療・福祉施設からの入所が28.7%で、入所前の世帯は、一人暮らし（施設等からの入所を含む）がほとんどである。これらの結果からは必ずしも経済的貧困で入所に至っているわけではなく、何

らかの環境上の理由で居宅生活に戻ることや継続することができなくなった背景があることがわかる（『養護老人ホームにおける生活支援（見守り支援）に関する調査報告研究事業報告書』2015より）。

次に退所の意向については、同調査で「あり」が2.5%、退所の予定についても「あり」が1.8%と少数である。しかも、この退所予定者424人のうち医療・福祉施設がほとんど（81.8%）であり、居宅への復帰予定は5.9%（25人）と少ない実態となっている。実際の退所者の状況では、352施設の退所者3426人のうち、「死亡」が48%、「病院へ入院する」が21.5%、「介護保険施設へ入所する」が19.6%で、「家族に引き取られる」は2.9%、「一人暮らしをする」は2.8%となっている。

これらの結果から、入所継続の意向をもつ入所者がほとんどであり、実際、居宅に復帰した退所者は、退所者中5%台と極めて少ない。退所の意向が少ない理由には、本人が住み慣れたところだから移動は希望しないのか、あるいは、現在の地域支援体制では居宅への復帰は困難ということなのか、この調査結果から細かい事情を読みとることはできない。

因みに前掲の東京都内全33施設を対象にした実態調査²⁾では、社会的自立の可能性があるとみられる入所者は、全体の2.7%、自立は「困難」とされる入所者が76.6%となっている。しかし、「支援が継続される場合は可能」とする入所者は12.6%いるという結果から、地域の他機関も含めた継続的支援ができる連携体制、個別にあった支援ができれば実現の可能性があるということがわかる。

3. 養護老人ホームにおけるレジデンシャル・ソーシャルワークとは

(1) レジデンシャル・ソーシャルワークを検討する意義

養護老人ホームの入所要件は、法律上では経済的理由及び環境的理由であるが、環境的理由の背景や経過はさまざまである。少数ではあるが、長年、刑務所で生活し、刑務を終えたものの高齢も重なって、社会復帰には当面の年月、見守りながらの支援が必要な高齢者も入所している。その他、退院を迫られたが、障害者福祉サービス、介護サービスの利用だけでは在宅生活をするには困難な精神障害のある高齢者など、経済的問題以外に、何らかの社会的支援を必要とする人々がホームで生活している。

約8割の養護老人ホームが加入している全国老人福祉施設協議会の、介護保険事業等経営委員会養護老人ホーム部会では、2012年の施設内研修手引き著の作成に関する調査研究結果をもとにして『養護老人ホーム施設内研修にかかる手引き』（2013年）と翌年には同手引き（活用編）を作成、会員施設に配布している。それによれば、介護サービスを提供する施設が要介護状態・障害の有無という原因を切り口とせず、結果としての生活困窮者を受け入れているがために、多様な心身特性や困窮に至るプロセスを踏まえた相談・支援の機能があり、施設に課せられた使命は人員配置や施設そのものの立地条件など抱える課題はあるが、何をすべきか地域と共に考えていくことが課題であると説明されている。

しかも2006年の制度改正により、養護老人ホームには、入所者に対して処遇計画を作成することが義務付けられ、従来の処遇方針（目標）のみであった時代から、自立支援の視点から個別支援の計画遂行、専門性を担保していくことが求められている。このような社会的要請があることから、

改めて生活福祉型施設としてのソーシャルワークの目的と機能を明確にし、その方法・技術を担保し、後継者にも受け継いでいく必要がある。

そこで、レジデンシャル・ソーシャルワークの概念を用いて養護老人ホームの実践を捉えなおしてみることにする。この用語は、欧米の研究者の文献から発した入所施設における実践を指す概念である。英語の“residential”は、「居住の」あるいは「住宅の」を意味する形容詞であるが、日本の社会福祉制度に照らして考えれば、(口村 2013: 46-47) が表現するように「入所施設(生活施設)の居住者(入所者)に関するソーシャルワーク」の意味として使用することができる。「レジデンシャル」をつける意味合いは、たとえば地域包括支援センターや医療相談室を拠点としたソーシャルワーク実践と比較すると、ソーシャルワークの基本要素である価値、知識、技術は共通しているものの、当事者が生活基盤をそこに移し、日常的な暮らしの営みの過程で介入、関与し、暮らし自体が変化することに大きな特徴があるとの認識にもとづいている。とりわけ措置施設の場合、入所してきた人の中には生活場所を移動させられたという実感、否定的な感情をもち合わせていることも少なくない。そうした入所者にもホームの生活を徐々に受け入れてもらえるように働きかけるには、インテークは重要であり、その後の日常のかわりの中でソーシャルワークが必要とされる。特に養護老人ホームの場合は、児童養護施設と同様、入退所・措置変更についても、検討から判断、法的手続きまで、措置権者である市町村行政の判断を得ながら、本人や家族と調整していくことが求められる。

そもそも生活型福祉施設は、その時代における公私の支援の限界から在宅生活が困難な人を引き受けてきた歴史がある。それゆえ現行サービスの矛盾や不足、制度の狭間のありようによって入所

者の抱える課題は変化する。しかも入所施設は集団による生活の場であるゆえ、個別性を尊重することと同時に、入所者全体も考慮した施設全体の運営をしていかなければならない。加えて、生活型福祉施設における物理的・人的な居住環境、生活管理上の問題に関しては、その時代の生活文化や価値観、高齢者のADL、IADL、生活歴や社会背景、入所理由により、物理的環境も含めてあり方を検討、歴史的に評価すべきところとなる。たとえば相部屋の調整、あるいは飲酒や喫煙に関する細々した決まりごとなどである。毎日の現場実践では、関係者間で支援の目的・原則の共有、再検討や評価、社会への発信と啓発的活動の展開も必要となる。

児童福祉領域では、すでに“社会的養護”の原理と内容が歴史を超えて後継者に伝えられてきた。理論書、教科書も多く刊行されている。高齢者の社会的養護については、かつての養老院時代に始まる歴史を背景に、各法人や施設内で、何らかの形をもって後継者に受け継がれていた倫理・価値、知識、技術はあったとはいえ、それが全体の共有資産として十分に可視化されないまま今日を迎え、結果として介護保険施設に比べて養護老人ホームの存在感が薄くなってしまっているのではなかろうか。こうした背景からも、今日において養護老人ホームにおけるレジデンシャル・ソーシャルワークを検討する意義がある。

(2) 養護老人ホームにおけるレジデンシャル・ソーシャルワークの基本的検討

レジデンシャルワーク、レジデンシャル・ソーシャルワーク等の用語については、国内では小笠原(1991)、深谷(1992)、山辺(2002a、b)、伊藤(2007a、b)、口村(2013)、落合(2013)らの先行研究がある。それらを概観すると呼称については国内でまだ確定されたものはなく、使う側の

意図によって定義づけられている。また、援助内容を論じる際には、ケアワークとソーシャルワークの分類について、研究者による見解も分かれている。そこでは、よって立つ現場がどの種別の施設かつ人員配置かによっても相違がみられる。本稿では各論者の用語やその内容の相違について述べることは省くが、できるだけそれらとの共通の目的や機能の考え方を見出し、現行の実践に則した整理、検討をする。

本稿が焦点をあてる養護老人ホームは、居宅では生活の継続が困難になった高齢者を養護するとともに、自立した日常生活と社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練を行うことを目的（老人福祉法第20条の4）とする生活型福祉施設である。設備及び運営の基準の第2条では、「養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。」と規定されている。入所者の日常的な生活支援や相談にかかわる職種としては、生活相談員と支援員（特定施設入居者生活介護については介護職員も含む）が配属されている。ただし、入所者の日常的な支援では、ソーシャルワークとケアワークの業務内容を職種によって完全に分離して分担することは難しい。たとえば、虐待ケースを緊急的に受け入れた後、歩行の見守りと虐待家族からの保護を含め、職員が銀行やその他の用に付き添っていくとする。こうした業務はケアワーク業務なのか、ソーシャルワーク業務なのか。児童養護施設や障害者施設にも、多職種がそれぞれの立場からケアやソーシャルワーク（個別の相談等）にかかわっている現状があり、これと類似する状況が養護老人ホームにもある。

重要なのは、入所者にとって必要な支援を多職

種の専門性を発揮できるチームワークで取り組み、入所者あるいは入所者全員にも理解を求めながら、各職種の専門性を発揮して遂行しチームとして支援していくことである。このことは、介護の人手が不足しているから、生活相談員がケアの補完をするのも役割の一つであるといった解釈とは異なる。職員間で、生活相談員が中心的ソーシャルワーク業務の担い手であることの共通理解がある上で、今はチームで乗り切るという共通認識をもてる必要がある。

またレジデンシャル・ソーシャルワークでは、居住環境に職員が入ることでの気づきや効果的な対応をもたらすことも多い。建物構造や在所者数によって、複数配置されている生活相談員のうち何人かが、担当フロアまたはケースに関し、日常の生活支援（生活管理上の相談や補助）に携わり、臨機応変に支援員と協働して業務を行うこともある。

全国老人福祉施設協議会が作成した『養護老人ホーム施設内研修にかかる手引き』では、生活相談員・主任生活相談員について、「入所者に対する直接の相談援助以外の業務の中には施設内の運営業務（各種委員会、研修の開催、介護報酬の算定・請求など）、入所者の金銭管理に関する助言・指導、配膳の手伝い、食事介助、おやつ準備等の支援などにも携わる者にとらえ、「処遇（生活支援）を提供する生活支援チームの一員ということ」と説明している。

こうした現状から、レジデンシャル・ワークと称する考え方はあるが、本稿では、養護老人ホームの場合、中核的に生活相談員がソーシャルワーカーとして、組織内外における人と環境の相互作用にかかわり、入所者のためにソーシャルワークを発揮する重要性を加味し、レジデンシャル・ソーシャルワークと総称することとする。

(3) 養護老人ホームにおけるレジデンシャル・ソーシャルワークの目的

ペイネ (1977: 290-292) は、レジデンシャルワークはソーシャルワークであるとして、その目標はクライアントの社会生活機能を維持し高めることとしている。以下の6つの目的は、40年程も前の著作に残されたものだが、時代を超えて共通するものがある。

- ① 入所にとまなう、また家族や友人との分離にとまなう苦しい経験にクライアントたちが対処するように援助すること
- ② クライアントたちが新しい主要な生活集団へ適応していくのを促進すること
- ③ 入所をもたらすに至った多様な生活問題を解決していくようにクライアントたちを援助すること
- ④ クライアントたちが「外部の」社会と接触していけるように助力すること
- ⑤ 施設生活場面の内外にある意味のある関係を維持していくようにクライアントたちを援助すること
- ⑥ クライアントたちに「旅立ち (departure)」の用意をさせること³⁾

養護老人ホームにおいても、職員は、入所者の社会生活機能を維持し高めることを目指している。しかし本人自らが希望し、準備・計画をして入所に至ることは少ないだけに、①から③にあげられた課題への解決を本人とともに進めることは難しいこともある。しかし通らなければならない重要な過程である。筆者が耳にする現場の生活相談員の声には、「私たちは、その人がこれまでの人生で抱えてきた問題もひっくるめて支援していかなければならず、それが入所後に逼迫した課題であることに初めて気づくこともある」といったものがある。たとえば借金が雪だるま状態になって取り立て業者に追われている例などである。また、

それほど緊急ではないが、本人の意思や希望を汲み、これまで修復が困難であった家族との間に生活相談員が入り、長い年月をかけて、市町村行政と歩調を合わせながら関係修復に取り組むこともある。なお、④は、ノーマライゼーションの思想に基づくと閉鎖的な施設空間を想定しているようにとれるため、現代では地域の中に施設があり、“入所者がこの地域で暮らしている”という感覚をもてる支援する方向性が適切であろう。

クロウ (2002: 22-23) は、「居住者」の特徴として、「ホームのもつ何らかの資源を必要とするから、居住ホームで生活している」とし、「個々の人物のケアと処遇に関する全般的同意」の必要性も指摘している。「可能で、また適切な範囲で個人がしてほしいやり方で支援されるべきであるが、何が望みかわからない人や、精神的に混乱したり取り乱したり、問題を起こしているかもしれない」が、「治療的で、生活の向上に寄与するやり方」ですぐれた生活の場を提供すべきであると述べている。

また、ブレイリー (1996: 120-123) は、環境は物理的環境、社会的環境 (ルール、決まり事、体制他)、人々と人間関係の3つの要素から構成されるとしている。そして高齢者の施設入所はストレスを伴うことから入所過程にかかわるソーシャルワークの機能について「情報と選択」、「移動」、「定住」、「緊急事態の処理」、「病院からの移送」の5点を提示している。このうち「定住」は、継続性の維持、見捨てられたという気持ちを抱かせないように親密な接触をもつことなどを奨励していて、養護老人ホームの場合にも参考になる。

多くの入所者は家族・親族と関係が途絶えているか疎遠であり、サポートを得にくい状況になっている。頼れる家族・親族がいなか、関係が拒絶されているため、ホームでの生活のたて直し、再構築の道のりは、日常生活の中で、職員らが信

頼関係をつくり伴走的に支援をしながら歩むことになる。そして心地よい生活リズムや安定感もてるように見守りつつ、ペイネの示す目的④、⑤のように、ホーム内外の人間関係の維持、ホーム内外で、“したい活動”の支援を多職種チームにより支援をする。病気の治療の必要性や症状の急変、障害状態が重度化する際には、本人と措置権者（市町村）と三者で相談しながら措置変えや他施設への移行を進める調整的役割を担う。そして最期の旅立ちが入所中に予想されるとき、また他施設移行につなぐときにも、連絡がとれる家族とともに、あるいは家族の代わりに寄り添う役割も担う（ペイネによる目的⑥）。

ここで、改めて養護老人ホームにおけるレジデンシャル・ソーシャルワークの目的について、現場の実践に則して、一部、語句の表現を修正し整理する。

- ① 入所に伴う、苦しい経験や解決できずに抱えてきた生活上の課題に、本人が現状を理解し、対処できるように支援すること
- ② 入所措置に至った多様な生活問題に、本人が自ら解決できるように個別的、伴走的に支援すること
- ③ 入所した者同士が身近な同室者や近隣者となって、互いの生活の場を心地よい状態で過ごせるように個別的、集団的支援をすること
- ④ 入所後も地域社会における住民として施設内外の人々との交流と活動的な生活を楽しむことができるように支援すること
- ⑤ 病気や障害の進行を予防しつつも、現在の施設生活の継続が難しくなった場合には、先行きの生活について、本人の意向を尊重しつつ、必要に応じ、速やかに円滑に移行ができるよう支援すること
- ⑥ 人生の最期には、本人の希望に応じ、親交

のある人々と共に、ときには家族の代わりに寄り添う役を引き受け、“旅立ち”への支援をしていくこと

これらは施設長を始め、各職種の統合的支援により成り立つものであるが、生活相談員は、個々の入所者と環境の間の相互作用にかかわる支援を中核的に担っている。また言うまでもないが、これらはノーマライゼーションの思想に基づく自立支援の考え方を基盤において展開するものである。

(4) 養護老人ホームにおけるレジデンシャル・ソーシャルワークの機能について

ソーシャルワークの機能について、山辺（2011: 14-15）は、岡村重夫の「社会福祉の原理」から5つの機能、ピンカスとミナハンによる社会福祉援助の7つの機能、ジャーメインらによる3つの役割、奥田の8つの機能をもとに、主に環境へ働きかける活動に関連する機能とクライアントになる人の能力や生活に働きかける活動に関連する機能に分けて4つの機能—調整的機能、開発的機能、代弁的（弁護的）機能、教育的機能、にまとめている。生活福祉型施設でのソーシャルワークもこれらと基本的に同じ機能をもつと考えるのが妥当だが、さらに高齢者の入所施設である特性を踏まえた機能を考える必要がある。

レジデンシャル・ソーシャルワーク機能に関する先行研究では、米本（2012: 10; 12-13）が、演繹的立場から、「生活施設におけるSW（RSW）は（中略）歴史的に「施設」が負ってきた負の遺産をどう解消するかという重要な課題も含め、アドミニストレーション（AD）への視野も設定し、かつケアワーク（CW）やケアマネジメント（CM）との比較において独自性・固有性を主張するものでなくてはならないという課題を担っている。」と述べ、「SWは人の『生活問題』を対象

にしつつもその生活問題を『人とその環境の相互作用』の産出であるとして双方を視野に収め、人とその環境の境界に立って解決への実践をする」という固有性を有しているとしている。その上で9つの機能を提示している。

- ① 利用者の〔心=身=社会連関・生活・環境〕に関する情報の集約点であること
- ② 利用者への個別援助計画の作成・実施・モニタリング・評価の機能
- ③ 利用者の個別相談援助機能
- ④ 調整機能
- ⑤ 施設評価機能と施設改革機能
- ⑥ 資源開発機能
- ⑦ 研究機能
- ⑧ 教育機能
- ⑨ リスクマネジメント機能

また、落合（2013: 32-33）は、居住支援をソーシャルワークの役割の一つとして位置づけ、特別養護老人ホームの場合には、施設長、介護支援専門員もソーシャルワーカーとしての役割を担っているとした上で、施設管理、人事・労務管理、財産・会計管理の要素とサービス管理、リスクマネジメント、ケアマネジメント、サービス評価などを含めたソーシャル・アドミニストレーションと従来のケースワーク等のソーシャルワークを合わせ、レジデンシャル・ソーシャルワークの概念図を示している。ケアマネジメントとの関係では、「レジデンシャル・ソーシャルワークはケアワークやケアマネジメントとの比較において独自性・固有性を主張しうるものでなくてはならない」とする米本の考えとは異なる見解となっている。しかし落合（2013: 37）は、入居者に対する居住支援ソーシャルワークは、「米本による9機能によって実践可能」になっているとも述べている。養護老人ホームの場合においても“住居と生活支援を含む機能”の点で、大枠において共通性があると

考える。

そこで米本の9機能を手がかりとして、養護老人ホームの生活相談員が主として担うソーシャルワーク機能と役割について、東京都社会福祉協議会発行（2016）『高齢者福祉施設 生活相談員の業務指針 '16』及び全国老人福祉施設協議会（2013、2014）が作成した『施設内研修の手引き』、原、藤岡、園田（2015）らによる実践報告等を参考にして整理する。

① 利用者の情報の集約点としての機能

生活相談員は措置権者である市町村行政の担当者や家族その他の関係者より個々の入所者のADL、IADL、本人の意向・趣向や主張の背景となる隠れた情報を集め、課題の発見と集約をすることが期待される。多職種の実践と全体としての統合化、一貫性ある支援にいかしていく役割を担う。

② 個別処遇計画の作成・実施・モニタリング・評価の機能

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の第22条、23条には、生活相談員は、処遇計画の作成、計画に沿った支援のための調整、他の居宅介護支援事業者との連携や居宅サービス等の提供者との連携に努めることとしていることから必須の機能である。具体的な連携方法と内容は、特定施設入居者介護か、個別契約型かによって差異がある。

③ 個別相談的援助機能

入所受け入れ後、支援員・介護職員や看護師は、主として直接的に入所者の心身の健康管理や日常生活行動（ADL、IADL）にかかわり、介護支援専門員は介護保険サービスの計画と実施、モニタリング等一連のプロセスにかかわるが、生活相談員は、それらの経過をみつつ、処遇計画の作成、実施において、いわゆる本人の人間関係上の問題や入所前から継続する生活問題の解決に力を注

ぐ。そこでは本人に自己と状況の理解を促し、支援に関する同意、自己決定を尊重しつつ、ホームという居住環境での生活の再構築、自立支援のための個別相談を担う。入所者の中には精神疾患の病歴、触法歴やその他様々な生活歴のある人もいるため、その行動・精神状態等に応じた専門的知識・技術も求められる。

④ 調整機能

入所の受け入れと退所、その間に起こる重要事項については、措置権者である市町村行政の判断、意向を確かめながら進めなければならない。入所中は対外的には医療機関、居宅介護サービス事業所など及び地域住民等との調整的機能を担い、施設の役職員とは、個別処遇計画をもとに施設長、各職種間での連携、意見調整を行う役割を担う。疎遠になっている家族・親族との関係をつなぐことや、身寄りがいない場合の対応、親族以外の後見人との調整も同様に、市町村行政と連携しながら施設職員としての役割を担う。

⑤ 施設評価機能、施設改革機能、⑥資源開発機能

これらは施設としての社会的ニーズ、入所者のニーズを念頭においたアドミニストレーションとディベロップメントである。推進するには組織上、施設長がリーダーシップをとることが望ましいが、適切な施設評価ができるように、生活相談員も入所者、他職種の職員の意見や希望を集約していくことが期待される。また、第三者評価を導入することや、情報公開や広報によって施設内外に施設としての努力や役割を伝え理解を広げる役割、また地域交流を促進する役割を担う。施設内の運営等について具体的に改善する際には、施設長や各部署の主任等との円滑な組織運営と実務的リーダーシップ機能が求められる。さらに地域住民や関係者に向けた相談機能、在宅復帰が可能なケースについては地域の支援につなぐ役割発揮も

期待される。

⑦ 研究機能、⑧教育機能

具体的には、施設内の研修企画と実施、評価、新人職員や実習生のスーパーバイズ、施設外の職員との情報交換、研修、研究活動により実践水準の維持向上と後継者への継承をめざす役割である。また入所者に対しては、看護師や支援員らとともに、健康の維持、介護予防、認知症の理解などについての意識啓発のためのプログラムの企画と運営、入所者の自治組織運営や活動について、職員との調整役をしながら支援をする役割がある。

⑨ リスクマネジメント機能

これは入所者が生活者としての生命の安全、人権を脅かされることなく暮らしていけるようにマネジメントする役割である。具体的には、転倒等による事故や感染症の防止、入所者間のトラブルの防止（暴言や暴力、喧嘩、盗難や金銭の貸借）また災害に対する備えや訓練などで、これらは、組織内で委員会や担当部署を設置するなどによって、職員全体で予防と早期対応できる体制をつくる。この他、虐待ケースについては、市町村と連携しながら加害者に居場所を知らせないようにして被虐待者の安全を守るなどの方策を他の職員との協働によって進めている。こうした、あらゆる事故、危険の再発防止のために、常に職員間での報告、研修、連絡調整を行い、組織内での危機管理ができるようにしておかなければならない。

4. おわりに

レジデンシャル・ソーシャルワークは、障害児者、児童養護、高齢者など多種の入所施設におけるソーシャルワーク概念の総称であり、その具体的支援は各種施設の特性に応じたものがある。またソーシャルワークの担い手についても施設種別、入居者のニーズの特性と配置されている職種

によって差異がある。養護老人ホームでは、特別養護老人ホームと同様、生活相談員が主として担うことと理解されているが、生活相談員が配置されていない認知症高齢者グループホームでは、舟越（2013）の調査研究にみられるように管理者や介護支援専門員、介護職員が分散して諸機能を担っている実態がある。児童養護施設の場合、伊藤（2007: 57、2012: 26）は、保育士と児童指導員が日々実践している内容のほとんどは「ソーシャルワーク機能」であり、状況に応じてソーシャルワークやケアワークを実践すると述べている。このように、施設種別によって差異があるため、ソーシャルワーカーの具体的業務について、領域、施設種別を超え、統一的に規定することは困難な状況になっている。

養護老人ホームでは、生活相談員がソーシャルワーカーであるとはいえ、生活相談員のみが、前述した機能をすべて担っているわけではない。福富（2007: 710-711）が「施設ソーシャルワーク」の用語解説の最後に述べているように、「施設長や中間管理職である各部署の主任、ソーシャルワーカーやケアワーカーなどで分担して担う施設実践の体制づくりが重要になってきている」という現状にある。それゆえ生活相談員は担うべき自己の中核的役割を自覚し、ソーシャルワーカーとしての専門職性を多職種チームの中で発揮できることが重要になってくる。

加えて養護老人ホームが今後も、地域であらゆる困窮や困難な高齢者の受け皿としての住まい、そして地域における通過施設としての役割を發揮するためには、居住性の視点と個別的相談・生活支援の専門性を意識したソーシャルワークの経験知を可視化し、関係機関・関係者に理解を広げる努力が必要となろう。

本稿は、実態調査結果や先行研究をもとに論考したが、ここで示した目的、機能はさらに、実証

的研究によって検証していく必要がある。今後の課題としていきたい。

註

- 1) 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会 養護分科会（2015）『大都市東京における養護老人ホーム実態調査報告書～平成27年度版～』 p.38-39
- 2) 前掲の報告書 p.27 より。ただし経済状況や社会的自立の可能性については、都市と地方自治体によって差異があることを考慮しておかなければならない。
- 3) ここでいう「旅立ち」とは、地域生活に戻る人や他施設に移る場合やターミナルの状態にある人への死を迎える準備を含んで表現されている。

引用・参考文献

- Clough.R. (2000) *The Practice of Residential Work*, MACMILAN PRESS (=2002, 杉本敏夫訳『これからの施設福祉を考える』久美出版)
- C.Paul Brearley (1990) *Working in Residential Homes for Elderly People* (=1996, 杉本敏夫訳『高齢者の施設ケアを考える』西日本法規出版)
- 深谷美枝 (1992) 「レジデンシャルワーカーへのサポート—そのニーズと実践的枠組みについて」『日本社会事業大学研究紀要』38: 149-160
- 福富昌城 (2007) 「施設ソーシャルワーク」岡本民夫・田端光美・濱野一郎ほか編『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規出版、710-711
- 藤岡理恵 (2015) 「実践レポート1—精神疾患・知的障害のある高齢者～共に取り組む『生きる』支援～」『ふれあいケア』2015.5, 22-25
- 舟越由美子 (2013) 「認知症高齢者グループホーム（認知症高齢者共同生活介護）におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの機能とその実態について—グループホームにおけるレジデンシャル・ソー

- シャルワークについての実態調査を通して」『北星学園大学大学院論集』第4号（通巻16号），1-17
- 原雅幸（2015）「実践レポート2—養護老人ホームの現状と触法高齢者の課題について」『ふれあいケア』2015.5, 26-30
- 伊藤嘉余子（2007a）「施設養護におけるレジデンシャルワークの再考—児童養護施設実践に焦点をあてて」『埼玉大学紀要・教育学部』56（1），83-94
- 伊藤嘉余子（2007b）『児童養護施設におけるレジデンシャルワーカー施設職員の職場環境とストレス』明石書店
- 伊藤嘉余子（2012）「生活型福祉施設におけるソーシャルワークの介入と調整—児童養護施設実践に焦点をあてて」『ソーシャルワーク研究』38-2, 24-30
- 一般財団法人日本総合研究所（2015）『養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後のあり方も含めた社会福祉法人の新たな役割に関する調査事業研究事業報告書』
- 口村淳（2013）『高齢者ショートステイにおけるレジデンシャル・ソーシャルワーカー生活相談員の業務実態と援助内容の分析』法律文化社
- 公益社団法人全国老人福祉施設協議会（2012）『養護老人ホームにおける生活支援（見守り支援）に関する調査研究事業報告書』
- 公益社団法人全国老人福祉施設協議会（2013）『養護老人ホーム施設内研修にかかる手引き』
- 公益社団法人全国老人福祉施設協議会（2014）『養護老人ホーム施設内研修にかかる手引き（活用編）』
- 中村剛（2010）「社会福祉施設におけるソーシャルワークの理論的枠組みと実践—ジェネラリスト・ソーシャルワークを基盤とした理論的枠組みと実践」関西福祉大学『社会福祉学部研究紀要』Vol.14-1; 79-86
- 中野いずみ（2014）『養護老人ホームにおける相談・生活支援と環境整備に関する調査研究報告書』
- 中野いずみ、西村昌紀（2015）養護老人ホームにおける“関係機関との連携”のむずかしさ—全国の主任生活相談員に対するアンケート調査結果から—『社会福祉』55, 239-248
- 西川淑子（2016）「養護老人ホームの現状と今日的課題」『滋賀社会福祉研究』18号, 12-17
- 小笠原裕次（1993）「社会福祉方法論の1つの検討—レジデンシャル・ワークの試み」『社会福祉研究』50
- 落合克能（2013）「特別養護老人ホームにおける居住支援としてのソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』Vol.39 No.3, 31-38
- 清水正美（2010）「社会福祉制度転換期における養護老人ホームの位置付けについて」『城西国際大学紀要』10（1），31-39
- 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会 養護分科会（2015）『大都市東京における養護老人ホーム実態調査報告書～平成27年度版～』
- 園田裕史（2015）「実践レポート3—大都市圏における養護老人ホームの役割について」『ふれあいケア』2015.5, 30-34
- 東京都社会福祉協議会 東京都高齢福祉施設協議会（2016）『高齢者福祉施設 生活相談員業務指針 '16—根拠に基づくソーシャルワークの実践』
- 山辺朗子（2002a）「社会福祉施設におけるソーシャルワークの展開について—母子生活支援施設における自立生活支援を中心として その1」『龍谷大学社会学部紀要』20, 55-61
- 山辺朗子（2002b）「社会福祉施設におけるソーシャルワークの展開について—母子生活支援施設における自立生活支援を中心として その2」『龍谷大学社会学部紀要』20, 80-88
- 山辺朗子（2011）『ジェネラリスト・ソーシャルワークの基盤と展開—総合的包括的支援の確立に向けて』ミネルヴァ書房

米本秀仁 (2012) 「生活型福祉施設のソーシャルワーク
のゆくえと展望」『ソーシャルワーク研究』38-2,
4-14

全国社会福祉法人経営者協議会 (2013) 『社会的に困窮・
孤立する高齢者を支援するための老人福祉施設等
の役割・あり方に関する調査研究事業報告—養護
老人ホームの現状と今後のあり方～機能強化型養
護老人ホームの提案～』

